

四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において水素供給設備の整備を行う事業者に対し、整備に要する経費の一部を補助することにより、カーボンニュートラル社会の実現に向けた方策の一つとして、地域における水素の普及促進及び地産地消を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項に規定する自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているもの。)をいう。
- (2) 水素供給設備 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する定置式の設備をいう。
- (3) 経済産業省補助金 一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)をいう。
- (4) 臨海部コンビナート地区 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和51年政令第192号)により四日市臨海地区として指定されている区域内の工業専用地域及び工業地域をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 経済産業省補助金の交付決定を受けた法人又は個人事業者であること
- (2) 本市に納税義務のある市税に滞納がないこと

(補助対象設備及び経費)

第4条 補助対象設備及び経費は、一般社団法人次世代自動車振興センターが定めた「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)交付規程」(以下、「交付規程」という。)のとおりとする。

(補助対象事業及び補助限度額)

第5条 補助対象事業及び補助限度額は、予算の範囲内において別表のとおりとす

る。ただし、別表の補助限度額と経済産業省補助金を合わせた金額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費から経済産業省補助金を減じた額を補助限度額とする。

- 2 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（計画認定申請）

第 6 条 補助金の交付申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、工事着工の日までに、水素供給設備整備事業計画認定申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添付して市長に提出し、次条に規定する計画認定を受けなければならない。

（計画認定）

第 7 条 市長は、前条に規定する計画認定申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、速やかに計画を認定し、水素供給設備整備事業計画認定通知書（第 2 号様式）により、認定しないと決定した場合にあっては水素供給設備整備事業計画不認定通知書（第 3 号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（計画変更申請）

第 8 条 申請者は、計画認定を受けた事業について計画変更があった場合又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに水素供給設備整備事業計画変更認定申請書（第 4 号様式）を市長に提出し、計画変更認定を受けなければならない。

（計画変更認定）

第 9 条 市長は、前条に規定する計画変更申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、計画変更を認定し、水素供給設備整備事業計画変更認定通知書（第 5 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（地位の承継）

第 10 条 計画認定を受けた事業について、申請者に相続、譲渡、合併等により事業を行う者に変更が生じたときは、当該事業が継続される場合に限り、事業を承継する者は、市長の承認を受け、当該補助対象事業者の地位を承継することができる。

- 2 前項の規定により、事業を承継する者は、速やかに承継届出書（第 6 号様式）

を市長に提出しなければならない。

（交付申請）

第 1 1 条 申請者は、計画認定を受けた事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内に、水素供給設備整備事業補助金交付申請書（第 7 号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第 1 2 条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、速やかに水素供給設備整備事業補助金交付決定通知書（第 8 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第 1 3 条 申請者は、前条に規定する交付決定を受けたときは、請求書（第 9 号様式）により速やかに市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第 1 4 条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他の不正手段により、補助金の交付の決定を受けた場合

(2) 補助金を他の用途へ使用した場合

(3) 補助金の交付の決定に付した条件に違反した場合

(4) その他この要綱に違反したと認められる場合

（取得資産等の処分の制限）

第 1 5 条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した資産（以下「取得資産等」という。）を補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間内に、取得資産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得資産等の処分」という。）ときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満のものは、この限りでない。

3 市長は、補助対象事業者が前項に規定する取得資産等の処分を行った場合は、交付した補助金の全部又は一部を納付させることができるものとする。

（書類の整備）

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

（調査）

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めたときは、申請者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

（補助金の評価）

第18条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

（補則）

第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、第14条から第17条の規定を除き、令和8年3月31日（以下、失効日という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日までに計画認定を受けた補助事業については、この要綱はなおその効力を有する。

附 則（令和7年3月21日要綱第108号）

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（商工農水部工業振興課）

別表（第 5 条関係）

補助対象事業	補助限度額
水素供給設備を設置する事業	5,000 千円
適正な方法で 70MPa の燃料電池バスに 15 kg（約 167Nm ³ ）の水素を 10 分程度で充填可能な能力を持つ水素供給設備を設置する事業	15,000 千円
臨海部コンビナート地区で製造した水素を用いた水素供給設備を設置する事業	20,000 千円
臨海部コンビナート地区で製造した水素を用いて、適正な方法で 70MPa の燃料電池バスに 15 kg（約 167Nm ³ ）の水素を 10 分程度で充填可能な能力を持つ水素供給設備を設置する事業	30,000 千円

第 1 号様式（表面）

水素供給設備整備事業計画認定申請書

年 月 日

（あて先）

四日市市長

住 所
申請者
氏 名
（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

事業名称		
設置予定場所		
補助対象事業の区分 (該当するものを選択すること)	☐ 水素供給設備を設置する事業	☐ 適正な方法で 70MPa の燃料電池バスに 15 kg (約 167Nm ³) の水素を 10 分程度で充填可能な能力を持つ水素供給設備を設置する事業
	☐ 臨海部コンビナート地区で製造した水素を用いた水素供給設備を設置する事業	☐ 臨海部コンビナート地区で製造した水素を用いて、適正な方法で 70MPa の燃料電池バスに 15 kg (約 167Nm ³) の水素を 10 分程度で充填可能な能力を持つ水素供給設備を設置する事業
補助対象設備概要	供給方式 :	
	水素供給能力 : Nm ³ /h	
補助対象経費	円	
経済産業省補助金額	円	
補助金申請額 (千円未満切り捨て)	円	
補助対象事業の期間	着手予定年月日 : 年 月 日	
	完了予定年月日 : 年 月 日	

第 1 号様式 （裏面）

〔添付書類〕

- ☐ 法人登記事項証明書又は住民票の写し
- ☐ 定款又はこれに類するもの（規約）
- ☐ 事業計画書（申請の事業内容、設置機器、専門用語の説明、工事工程等がわかるもの）
- ☐ 対象設備の設計図面
- ☐ 設置予定場所の周辺地図
- ☐ 経済産業省補助金の交付申請書と交付申請に係る書類一式（写し）
- ☐ 経済産業省補助金の交付決定通知書（写し）
- ☐ 市税完納証明書
- ☐ その他市長が必要と認める書類

連絡先 及び 担当者	所 属		電 話	
	氏 名		F A X	

第 2 号様式

水素供給設備整備事業計画認定通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

四日市市長

年 月 日付けで認定申請があった計画について、四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次のとおり計画を認定しましたので通知します。

認定番号	
対 象 事 業 名	
補助対象事業 の 区 分	
対象設備の 設置予定地	四日市市
認 定 の 条 件 等	(1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) この認定に係る関係書類は、事業完了後 5 年間保存しなければならない。

第 3 号様式

水素供給設備整備事業計画不認定通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

四日市市長

年 月 日付けで認定申請があった計画について、四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、計画を認定しないと決定しましたので通知します。

対 象 事 業 名	
不 認 定 の 理 由	

第 4 号様式

水素供給設備整備事業計画変更認定申請書

年 月 日

(あて先)

四日市市長

住 所

申請者

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者氏名)

四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり変更申請します。

認 定 番 号	
対 象 事 業 名	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

添付書類

☐変更事項を証する書類（経済産業省補助金の計画変更等承認結果通知書、事業変更計画書等）

第 5 号様式

水素供給設備整備事業計画変更認定通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

四日市市長

年 月 日付けで変更申請のあった計画につきまして、四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり変更を認定しましたので通知します。

認定番号	
対 象 事 業 名	
補助対象事業 の 区 分	
対象設備の 設置予定地	四日市市
変 更 の 条 件 等	(1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) この認定に係る関係書類は、事業完了後 5 年間保存しなければならない。

第 6 号様式

承継届出書

年 月 日

(あて先)
四日市市長

計画認定を受けた事業を承継しましたので、四日市市水素供給設備整備事業補助金
交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届出します。

譲渡人 (計画認定事業者)	住所 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)
譲受人 (承継者)	住所 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)
認定番号	
対象事業名	
補助対象事業 の区分	
承継年月日	年 月 日
承継の理由	

添付書類

- ☐ 水素供給設備整備事業計画認定通知書
- ☐ 承継の事実を証する書類
- ☐ 承継者に関する書類 (☐ 企業概要 ☐ 法人の登記簿又は住民票の写し ☐ 定款又はこれに類するもの)

第 7 号様式

水素供給設備整備事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)
四日市市長

住 所
申請者
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で認定を受けた計画につきまして、四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり交付申請します。

認 定 番 号	
対 象 事 業 名	
補 助 対 象 事 業 の 区 分	
補 助 対 象 経 費	円
経 済 産 業 省 補 助 金 額	円
補 助 金 申 請 額 (千円未満切り捨て)	円
事 業 完 了 日	年 月 日
操 業 開 始 日	年 月 日

添付書類

- ☐ 支払明細書一覧
- ☐ 領収書等支払を証する書類（写し）
- ☐ 設備の完成を証する書類・高圧ガス保安法に基づく製造施設完成検査証（写し）
- ☐ 経済産業省補助金の実績報告書と実績報告に係る書類一式（写し）
- ☐ 経済産業省補助金の額確定書（写し）

第 8 号様式

水素供給設備整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

四日市市長

年 月 日付けで交付申請があった事業について、四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

認 定 番 号	
対 象 事 業 名	
補 助 対 象 事 業 の 区 分	
交 付 決 定 額	円
認 定 の 条 件 等	(1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) この奨励金の交付に係る関係書類は、事業完了後 5 年間保存しなければならない。 (3) この奨励金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

第 9 号様式

請 求 書

年 月 日

(あて先)
四日市市長

住 所
申請者
氏 名

(代表者の署名又は記名押印)

四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、
補助金を請求します。

認 定 番 号	
対 象 事 業 名	
請 求 金 額	円

※振込先

金 融 機 関 名		支 店 名	
口 座 区 分		口 座 番 号	
フリガナ 口座名義			